

## 通い容器に関する免税手続の簡素化 (Q & A)

Q. AEO輸入者による通い容器の輸出入状況の自主管理の方法を教えてください。

A. AEO輸入者による自主管理は、AEO輸入者が自身の取り扱う通い容器の種類等の実情に応じて行うこととなります。例えば、免税又は課税の別、一定期間内に輸出すること等を適切に管理できる方法が考えられます。

具体的な方法については、AEO輸入者に委ねられていますが、AEO輸入者が取り扱う通い容器と社内管理体制に応じた自主管理に関して不明な点があれば、各税関AEO担当部門にご相談ください。

(注) 輸出入状況の自主管理は、AEO輸入者が行うこととしております。これは、免税の恩恵を受ける者であり、また、用途外使用等があった場合に納付手続を行う者でもあることから、輸出入状況の一貫した管理をAEO輸入者が行うことが適当との考えによります。